

都留文科大学附属小学校統合に関する 地元住民説明会

日 時：令和6年7月19日(土)

場 所：都留文科大学附属小学校体育館

次 第

1. 開 会
 2. 教育長あいさつ
 3. 職員紹介
 4. 説 明
 - (1) 都留市小中学校適正規模・適正配置基本方針
 - (2) 都留文科大学附属小学校と谷村第一小学校と統合基本方針
 - (3) これまでに寄せられた質疑及びその回答（資料2）
 5. 質疑応答
 6. そ の 他
 7. 閉 会
- } （資料1）

都留市小中学校適正規模／適正配置基本方針（概要）

【令和３年12月策定】

◆ 学校規模の適正化及び適正配置の目的

- 1) 子供たちにとってより良い教育環境の整備
- 2) 教育の質の向上を可能にする教育環境の整備

◆ 基本方針策定の基本的な視点

- 1) 子供最優先の視点
- 2) 学校と地域の間係を考慮した視点
- 3) 次代の都留の担い手（主権者）を育てる視点

◆ 1 学級の最低人数

ある程度の「多様性」と「汎用性」を満たす基準として、
4人×3班 = 12人を都留市独自の単式下限基準(目安)とする。

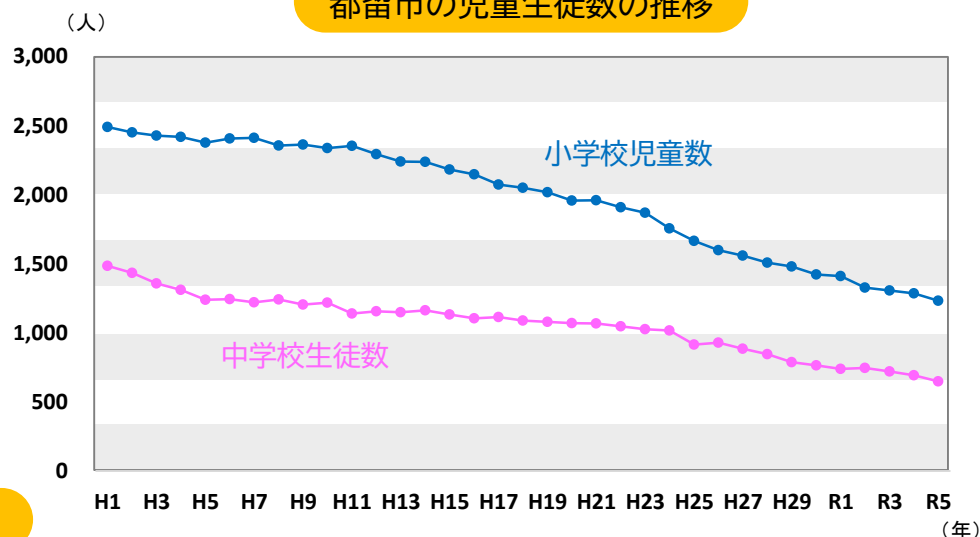
この基準を満たさない学校について、基本的に小学校の場合は、同一中学校区の小学校と、また、中学校の場合は、近隣中学校と統合する方針を令和3年(2021)12月に市の方針として決定。

都留市における児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、平成元年(1989)から令和40年(2058)までの70年間で6分の1まで激減し、660人程度となることが、都留市小中学校適正規模等審議会の答申の中で推計されています。

平成元年(1989)に3,975人だった児童生徒数は、令和5年(2023)には1,880人となり、34年間で既に2,095人減少しています。

都留市の児童生徒数の推移



学校ごとの児童数の推移と推計 (都留一中学区)

谷村第一小学校							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	37	67	45	68	56	58	331
3	56	37	65	44	66	56	324
4	47	56	36	65	44	66	314
5	47	48	57	38	66	45	301
6	44	47	48	57	38	67	301
7	46	44	47	48	57	38	280
8	34	46	44	47	48	57	276
9	36	34	46	44	47	48	255
10	26	36	34	46	44	47	233

谷村第二小学校							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	17	21	15	18	19	19	109
3	17	18	20	15	18	19	107
4	19	17	18	20	15	18	107
5	9	18	18	18	20	16	99
6	9	8	18	19	19	20	93
7	11	9	8	18	19	19	84
8	10	11	9	8	18	19	75
9	15	10	11	9	8	18	71
10	7	15	10	11	9	8	60

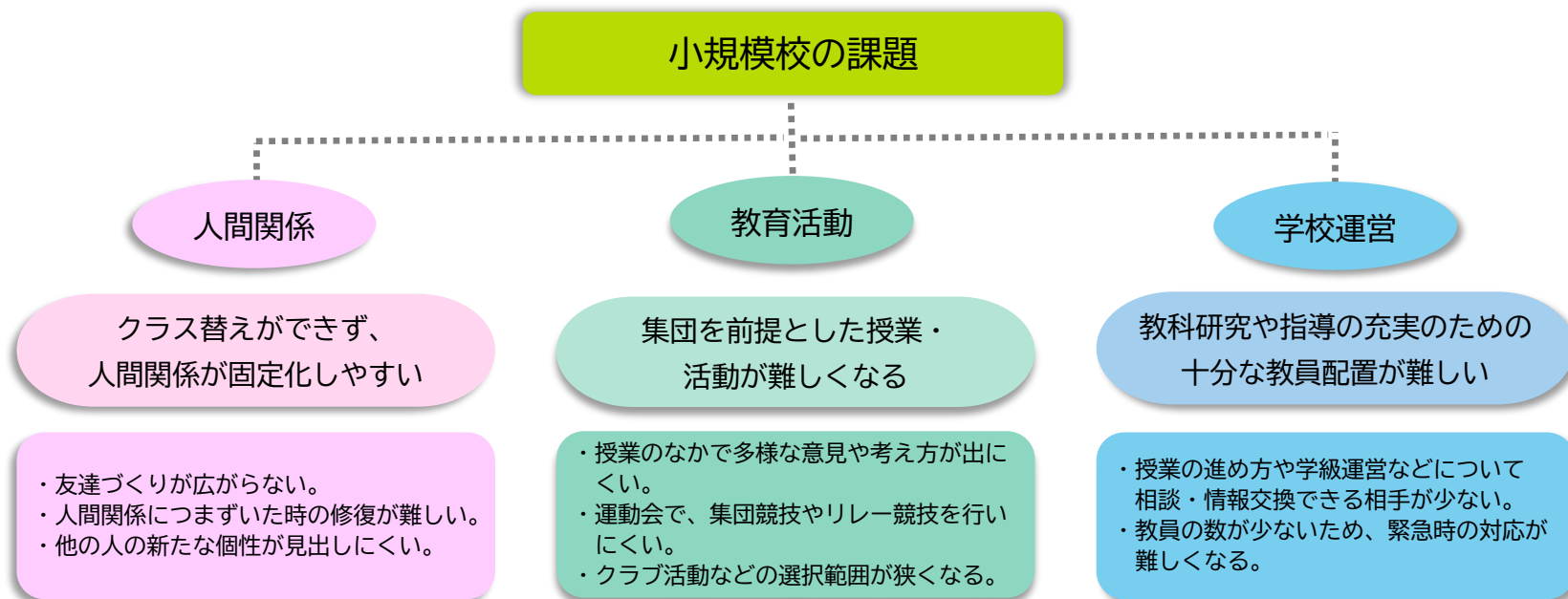
都留文科大学附属小学校							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	5	7	8	4	8	10	42
3	2	6	7	8	4	8	35
4	5	2	6	7	8	4	32
5	4	6	3	6	7	8	34
6	4	5	6	3	6	7	31
7	2	4	5	6	3	6	26
8	3	2	4	5	6	3	23
9	5	3	2	4	5	6	25
10	3	5	3	2	4	5	22

※令和6年度児童数は、令和6年7月5日現在

児童生徒数の減少が教育に及ぼす影響

児童生徒数の減少が教育に及ぼす影響としては、「クラス替えができず人間関係が固定化する」「男女比の偏りが生じやすい」「運動会など集団行事の実施に制約が生じる」「授業で多様な考えを引き出しにくい」などが挙げられるほか、「社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい」「切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい」「多様な物の見方や考え方に触れることが難しい」「良い意味での競争心が希薄になる」など、児童生徒への影響も挙げられます。

また、教員の数は、学級数により標準配置数が法令で定められており、小規模校では配置される教職員数が少なくなるため、チーム・ティーチングやグループ別学習などのきめ細かな指導形態や、習熟度別指導や専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となるほか教員間による指導技術の相互伝達がなされにくいなどの問題が顕在化し、結果として今求められている教育活動に大きな制約が生じる恐れがあります。



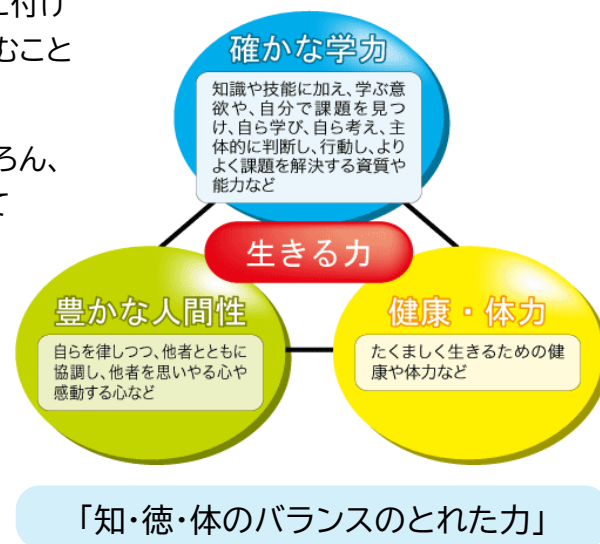
学校の役割

学校教育は、児童生徒に「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に付けさせることにより、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な**生きる力**を育むことを目的としています。

この「生きる力」を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることはもちろん、児童生徒が、様々な意見や考え方をを持った仲間と交流したり、議論することなどを通して思考力や判断力、表現力を身に付けたり、多様な人間関係の中でも他者と協調できる社会性を身に付けていくことが大変重要であります。

そのために、全ての子供たちの可能性を引き出す**個別最適な学び**と**協働的な学び**の一体的な充実を図る教育活動が求められています。

学校がその役割を十分に果たすためには、課題の根本的な原因である学校の規模を一定の大きさにすることで子供たちの教育環境を充実させることが必要です。



「生きる力」を育むために 子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけではなく、「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業に

見通しをもって粘り強く取り組む力が身につく授業に

周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に

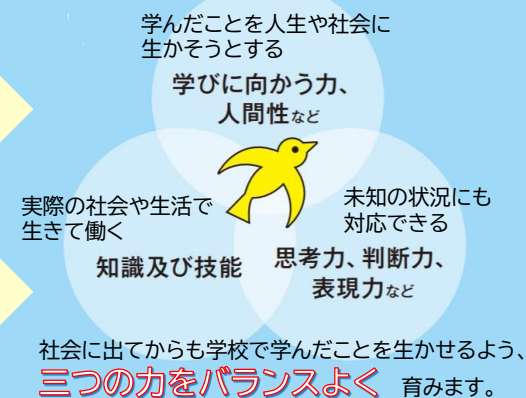
自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図ります。

学校教育の効果を常に検証して改善する

教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業を作る

地域と連携し、より良い学校教育を目指す



都留文科大学附属小学校と谷村第一小学校の統合基本方針

都留文科大学附属小学校は、令和6年度(2024)において児童数が31名の極小規模校となっており、今後も更に児童数が減少する見込みであることから、以下の基本方針のもと統合を進めることとしました。

なお、具体的な統合計画は、地域住民や保護者等と協議を重ね、地域の理解と協力を得ながら進めてまいります。

統合先：谷村第一小学校

統合先は、同一中学校区の小学校である谷村第一小学校としています。

※ 同一中学校区に谷村第二小学校もありますが、既に児童数が100人を下回っており、今後統合対象校となる可能性があるため。

統合時期：令和9年4月1日

現在、都留文科大学附属小学校で認可を受けている「教育課程特例校(英語特区)」が令和8年度(2026)をもって認可期間が終了するため。

統合後の校名：（仮称）都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校

統合先の谷村第一小学校を都留文科大学の附属小学校とし、更に教育課程特例校(英語特区)の認可を取得します。

都留文科大学附属学校とすることで、学校は大学の研究フィールドとなり、新たな学習方法の研究や実践の場として活用され、子供たちは、大学教員の支援による質の高い教育や学生による学習支援、留学生との交流など、他の学校では得られない多くのメリットを得ることができ、学力向上やコミュニケーション能力の向上などに期待が持てます。

また、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は非常に重要なことです。教育課程特例校は、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成することができるため、1年生から英語を授業として取り入れることで、英語に触れる機会が増え、外国文化への興味や関心を持ちやすくなり、英語力やコミュニケーション能力の向上につながります。

都留文科大学附属小学校がこれまで培ってきた都留文科大学との連携体制や教育課程特例校としての取り組みなど、都留文科大学附属小学校の特色を統合先に継承することで、こうした効果を早期に発揮できるとともに、更なる充実に期待が持てます。

統合までのロードマップ

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
統合準備説明会	1月29日				
地域協議 (保護者・地域住民等)		随時開催 ※1			
学校間協議 (谷一小・附属小・文大等)		随時開催			
児童説明会		説明会 ※2			
児童交流事業			交流事業 ※3		
学校運営協議会 ※4 【コミュニティ・スクール】		設置推進委員会	学校運営協議会		
スクールバス関係		関係機関との協議		運行試験	
			停車場実施設計	工事着手	
学校施設整備		整備計画検討	実施設計	工事等着手	
備品・教材整備			購入備品等の検討	備品等購入	
					統合(4月1日)

※1 統合の進め方や統合後の校舎の利活用等について、保護者や地域の方々と定期的な会議を開催します。

※2 両校の児童に学校統合について子供向けの説明会を開催します。

※3 互いの小学校に出向くことで両校の理解を深め、統合直後からより良い人間関係が構築できるよう交流事業を実施します。

※4 両校合同の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置予定。